

日本応用心理学会優秀大会発表賞規程

(名称)

第1条 本賞は、「日本応用心理学会優秀大会発表賞（英文名：JAAP Best Presentation Award）」（以下「優秀大会発表賞という」）と称する。

(目的)

第2条 優秀大会発表賞は、本学会年次大会において優れた研究発表を行なった研究者および研究発表を表彰するもので、応用心理学に関する会員の研究を奨励し、併せて応用心理学並びに本学会の発展に寄与することを目的とする。

(受賞資格)

第3条 優秀大会発表賞の受賞候補者は、次のすべての条件を充たしていなければならない。

1. 研究発表時に本学会会員であること。
2. 当該研究の発表手続き（大会発表論文集への論文掲載，大会時の口頭発表またはポスター発表）を完了していること。

(委員)

第4条 優秀大会発表賞の選考は学会賞選考委員会が行う。

(選考)

第5条 優秀大会発表賞の1次選考は、当該年次大会に参加した会員の投票によるものとする。学会賞選考委員長は、優秀大会発表賞の選考結果を常任理事会に報告する。常任理事会はその報告に基づいて審議し、受賞者を決定する。なお、優秀大会発表賞を受賞した第1著者は5年間、第1著者として同賞を受賞することができないものとする。

(公表)

第6条 学会賞選考委員長は、受賞者決定後のできる限り早い時期に受賞者に対して通知するとともに、メールニュース並びに本学会ホームページでその旨を公表する。

(表彰)

第7条 理事長は、次年度大会期間中に受賞者に対して「優秀大会発表賞」を授与する。なお副賞として、受賞者のうちの第1著者は次年度大会の懇親会費を無料とする。

(改廃)

第8条 この規程の改廃は、常任理事会の議を経るものとする。

- 付則
- 1 この規程の実施細則は別に定める。
 - 2 この規程は平成 23 年 12 月 11 日から施行する。ただし、平成 22 年度の受賞者は、この規程が定めるところに準ずるものとする。